

(案) 新旧対照表

※ 下線部分が改正箇所

横浜市道路位置指定申請の手引	
旧	新
<p>第2章 道路位置指定の手続き</p> <p>4 道路位置指定申請</p> <p>(1) 道路位置指定申請前の準備等</p> <p>道路位置指定申請は、道路位置指定事前審査願の審査を受けたのち、道路の築造が完了してから行ってください。宅造許可を受けている場合等にあつては、当該宅造許可に係る工事等を完了したのちに行ってください。</p> <p>道路の築造にあたっては、あらかじめ接続道路及び新設する排水施設が接続することとなる排水施設の管理者の同意を得るなどして、トラブルの防止に努めてください。</p> <p>また、道路位置指定申請に先立ち、道路となる土地を分筆し、その地目を「公衆用道路」としてください。</p> <p>(2) 道路位置指定申請に必要な書類（備考欄に特記があるものを除き、正、副各1部）</p> <p>(表省略)</p> <p>※ 添付順序7の項の備考欄中「美濃紙等」とあるのは、和紙素材のトレーシングペーパーを含みます。</p> <p>※ 印鑑登録証明書及び土地登記事項証明書は、最近3か月以内に取得したものを添付してください。</p> <p>※ 上記の他道路又は避難通路となる土地の写真の提出もお願いします。</p> <p>(3) 道路の位置の指定承諾書について</p> <p>ア 承諾書の意義</p> <p>法の道路には、法第44条の規定（道路内の建築制限）等が適用されるため、当該道路の土地の部分の利用に関し制限が課されています。そのため、道路位置指定申請にあつては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の関係権利者及び当該道の管理者の承諾書」が必要になります。</p> <p>なお、道路の敷地となる土地のうち、国有地等の関係権利者の承諾を得ることが困難な土地にあつては、当該土地の払下げ等を受けて権利の移転の登記を行ったのち、移転後の権利者の承諾書を提出する必要があります。</p>	<p>第2章 道路位置指定の手続き</p> <p>4 道路位置指定申請</p> <p>(1) 道路位置指定申請前の準備等</p> <p>道路位置指定申請は、道路位置指定事前審査願の審査を受けたのち、道路の築造が完了してから行ってください。宅造許可を受けている場合等にあつては、当該宅造許可に係る工事等を完了したのちに行ってください。</p> <p>道路の築造にあたっては、あらかじめ接続道路及び新設する排水施設が接続することとなる排水施設の管理者の同意を得るなどして、トラブルの防止に努めてください。</p> <p>また、道路位置指定申請に先立ち、道路及び避難通路となる土地を分筆し、その地目を「公衆用道路」としてください。</p> <p>(2) 道路位置指定申請に必要な書類（備考欄に特記があるものを除き、正、副各1部）</p> <p>(表省略)</p> <p>※ 添付順序7の項の備考欄中「美濃紙等」とあるのは、和紙素材のトレーシングペーパーを含みます。</p> <p><u>※ 土地の所有者等からの承諾書は、権利登記された日以降に取得してください。</u></p> <p>※ 印鑑登録証明書及び土地登記事項証明書は、最近3か月以内に取得したものを添付してください。</p> <p>※ 上記の他道路又は避難通路となる土地の写真の提出もお願いします。</p> <p>(3) 道路の位置の指定承諾書について</p> <p>ア 承諾書の意義</p> <p>法の道路には、法第44条の規定（道路内の建築制限）等が適用されるため、当該道路の土地の部分の利用に関し制限が課されています。そのため、道路位置指定申請にあつては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物の関係権利者及び当該道の管理者の承諾書」が必要になります。<u>承諾書の日付は、土地の合筆・分筆、公衆用道路への地目の変更、地積の変更等、土地登記事項証明書の記載事項が指定を受けようとする道路敷地の内容と同一の状況となった日付以降とする必要があります。</u></p> <p>なお、道路の敷地となる土地のうち、国有地等の関係権利者の承諾を得ることが困難な土地にあつては、当該土地の払下げ等を受けて権利の移転の登記を行ったのち、移転後の権利者の承諾書を提出する必要があります。</p>

イ 承諾書の添付が必要となる関係権利者

【不動産登記法（平成16年法律第123号）】

（登記することができる権利等）

第3条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等（中略）についてする。

- 一 所有権
 - 二 地上権
 - 三 永小作権
 - 四 地役権
 - 五 先取特権
 - 六 質権
 - 七 抵当権
 - 八 賃借権
 - 九 採石権（採石法（昭和25年法律第291号）に規定する採石権をいう。第50条及び第82条において同じ。）
- 2 （略）

不動産登記法第3条に掲げる権利を有する者及び当該各権利に関する同法第105条に規定する仮登記の登記権利者等の承諾書を添付してください。当該権利を有する者の確認は、土地登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項により行います。なお、根抵当権は抵当権に含まれます（民法（明治29年法律第29号）第398条の2第1項及び第2項）。

関係権利者が制限行為能力者である場合には、法定代理人、保佐人又は補助人の同意若しくは後見人の代理行為による承諾が必要となります。法定代理人、保佐人、補助人及び後見人の確認は、戸籍全部事項証明書又は登記事項証明書等により行います。

ウ 承諾書の提出が必要となる管理者

管理者は、指定道路及び避難通路の敷地となる土地を、指定を受けた際の基準に適合するよう管理する者をいい、当該土地の所有者は管理者とみなします。土地の所有者以外にも管理者がいる場合には、当該管理者からも承諾が必要となります。

エ 関係権利者及び管理者の承諾を要する土地

指定道路及び避難通路の敷地となる土地の関係権利者及び管理者の承諾書を提出する必要があります。承諾を要する土地は公図により確認します。

イ 承諾書の添付が必要となる関係権利者

【不動産登記法（平成16年法律第123号）】

（登記することができる権利等）

第3条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等（中略）についてする。

- 一 所有権
 - 二 地上権
 - 三 永小作権
 - 四 地役権
 - 五 先取特権
 - 六 質権
 - 七 抵当権
 - 八 賃借権
 - 九 採石権（採石法（昭和25年法律第291号）に規定する採石権をいう。第50条及び第82条において同じ。）
- 2 （略）

不動産登記法第3条に掲げる権利を有する者及び当該各権利に関する同法第105条に規定する仮登記の登記権利者等の承諾書を添付してください。当該権利を有する者の確認は、土地登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項により行います。なお、根抵当権は抵当権に含まれます（民法（明治29年法律第29号）第398条の2第1項及び第2項）。

関係権利者が制限行為能力者である場合には、法定代理人、保佐人又は補助人の同意若しくは後見人の代理行為による承諾が必要となります。法定代理人、保佐人、補助人及び後見人の確認は、戸籍全部事項証明書又は登記事項証明書等により行います。

ウ 承諾書の提出が必要となる管理者

管理者は、指定道路及び避難通路の敷地となる土地を、指定を受けた際の基準に適合するよう管理する者をいいます。当該土地の所有者は、原則、当該道路等の管理者とみなしますが、管理者が土地の所有者と異なる場合や他に管理者がいる場合には、その旨を承諾書に記入し、当該管理者からも承諾が必要となります。

エ 関係権利者及び管理者の承諾を要する土地

指定道路及び避難通路の敷地となる土地、その土地にある建築物・工作物の関係権利者、指定道路の管理者の承諾書を提出する必要があります。承諾を要する土地は公図により確認します。なお、指定道路に沿接する土地、その土地にある建築物・工作物の関係権利者の承諾書は不要です。

オ 関係権利者の承諾書の様式

承諾書の様式は細則第9号様式によります。関係権利者及び管理者の記名、実印の押印及び印鑑登録証明書が必要となります。

カ 道路の維持管理

指定道路の土地の所有者及び管理者は、当該道路を常に指定を受けた際の条件に適合するよう維持管理を行う必要があります。また、当該道路について権利を移転する場合には、当該権利の移転を受ける者に当該道路の維持管理について継承する必要があります。

オ 関係権利者の承諾書の様式

承諾書の様式は細則第9号様式によります。関係権利者及び管理者の記名、実印の押印及び印鑑登録証明書が必要となります。

カ 道路の維持管理

指定道路の管理者は、当該道路を常に指定を受けた際の条件に適合するよう維持管理を行う必要があります。また、当該道路について権利を移転する場合には、当該権利の移転を受ける者に当該道路の維持管理について継承する必要があります。

第4章 道路位置指定の基準

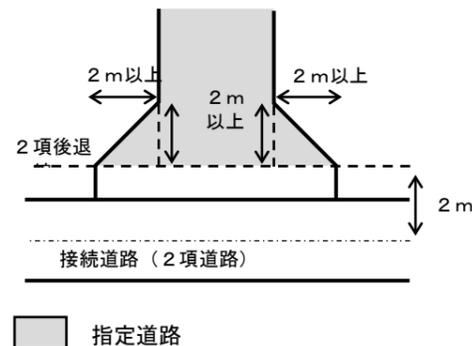
1 道に関する基準

(1) 接続道路等

【基準の解説】

イ 接続道路が2項道路又はつぶれ水路の場合の接続方法【令第144条の4第1項第1号】

2項道路に指定道路を接続する場合は、2項道路は2項後退線までが法の道路であるため、次の図のように接続します。



また、接続道路に沿ってつぶれ水路（法の道路に該当するものを除く。）がある場合は、つぶれ水路部分も指定道路としないと法の道路に接続しないため、次の図のように接続します。

なお、この場合、つぶれ水路について管理者の占有許可が必要となる場合があります。

第4章 道路位置指定の基準

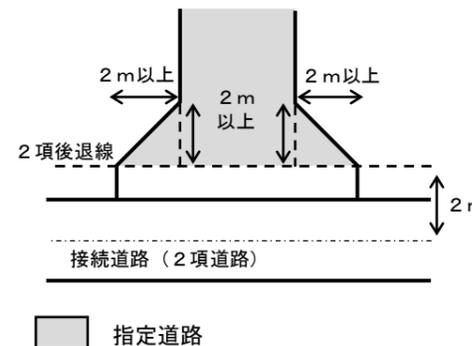
1 道に関する基準

(1) 接続道路等

【基準の解説】

イ 接続道路が2項道路の場合の接続方法【令第144条の4第1項第1号】

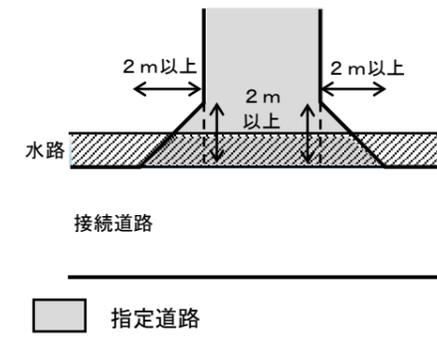
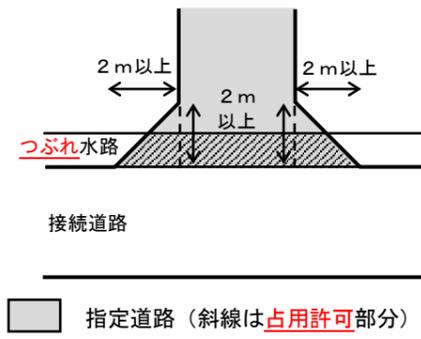
2項道路に指定道路を接続する場合は、2項道路は2項後退線までが法の道路であるため、次の図のように接続します。



ウ 接続道路に沿って水路がある場合の接続方法【令第144条の4第1項第1号】

接続道路に沿って水路（法の道路に該当するものを除く。）がある場合は、水路部分も指定道路としないと法の道路に接続しないため、次の図のように接続します。

なお、この場合、水路について管理者の占有許可等の手続きが必要となる場合があります。



【新設】

以下については、道路局河川管理課にお問い合わせください。

【別紙「(参考) 水路敷地における位置指定の基本的な考え方」追加】